

2 生産第 1 2 7 7 号
令和 2 年 1 0 月 1 2 日

〔 地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道農政事務所長 〕 殿

農林水産省生産局長

高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて

今般、高収益作物次期作支援交付金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次期作に向けて困っている農業者を支援するという本事業の目的を踏まえ、下記のとおり運用の見直しを行うこととしましたので、御了知願います。

なお、本運用は、第 1 回公募及び第 2 回公募に応募した事業実施主体に対しても適用するものとします。

については、沖縄県知事に対して貴職から通知するとともに、事業実施主体等に対し本交付金の実施について適切な御指導をお願いいたします。

記

1 具体的な運用の内容

(1) 申告書の提出

高収益作物次期作支援交付金実施要領（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 生産第 212 号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）第 5 の 1 の（1）のアについて、事業実施主体は、取組実施申請者（高収益作物次期作支援交付金実施要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 生産第 211 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 4 に取り組む意思のある農業者をいう。以下同じ。）及び取組実施者（要綱第 4 に取り組む農業者をいう。以下同じ。）に対し、要領別紙様式第 6 - 1 号及び第 6 - 2 号に加え、別添 1 の高収益作物次期作支援交付金申請に係る申告書（以下「申告書」という。）を提出させるものとする。

(2) 交付対象面積について

要領別紙 1 - 1 の第 1 の 2 の（1）から（3）及び第 2 の 3 の（1）から（2）に定める交付対象面積の算定に当たっては、対象期間中（※ 1）に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった品目（※ 2）のうち出荷期間を通じた売上げ（※ 3）が前年の同期間（※ 4、※ 5）より減少した品目の作付

面積の合計の範囲（※6）とする。

（※1）対象期間は、令和2年2月～4月（要領第1の2の生産局長が公募ごとに別に定める追加品目は追加が認められた期間を含む。）。なお、要領第1の4の生産局長が必要性を認めた地域特認品目は追加が認められた期間とする。

（※2）品目は野菜、果樹、花きではなく、キャベツ、マンゴー、切り花（輪ギク）、茶等の分類とする。

（※3）品目の売上げを算定する出荷期間は、令和2年2月以降の出荷月から売上げが確認できる直近月までの間とする。

ただし、収穫後、貯蔵により長期間にわたり出荷し、複数の農業者の売上げがプール計算される品目については対象期間とする。また、地域特認品目については、原則として対象期間とする。

また、野菜価格安定制度（地域特認品目の類似制度についても同様の扱いとする。）による補給金が交付される取組実施申請者及び取組実施者にあつては、当該品目について今年又は前年に交付された補給金をそれぞれの年の売上げに加えて算定することとする。

（※4）前年に災害の被害を受けたなど特別な事情がある場合は、前々年等の売上げとの比較を可能とする。

（※5）規模拡大（又は縮小）した場合は、前年の売上げに規模拡大（又は縮小）率を乗じた額。なお、新規就農等により前年の売上げがない場合は、青年等就農計画の売上目標額等を前年の売上相当額とみなすことができる。

（※6）収穫後、貯蔵により長期間にわたり出荷し、複数の農業者の売上げがプール計算される品目の交付対象面積については、年間出荷量に占める対象期間の出荷割合で按分する。また、地域特認品目の交付対象面積については、原則として年間出荷量に占める対象期間の出荷割合で按分する。

（3）交付申請金額の算定

要領別紙1-1の第1の3の（1）、（2）及び第2の4の（1）、（2）に定める取組実施申請者及び取組実施者ごとの交付額の算定に当たっては、以下アからウのそれぞれにより算出された金額のうち低い額を交付申請金額とする。

ア （2）により算定した交付対象面積に支援単価を乗じた額の合計

イ 対象期間中に出荷実績のある又は廃棄等により出荷できなかった品目のうち、出荷期間を通じた売上げが前年の同期間より減少した品目の減収額の合計（算定の考え方は（2）と同じ。）

ウ 既に提出した又はこれから提出する要領別紙様式第6-2号の6の（1）から（3）の合計金額

（4）厳選出荷の支援対象日数について

要領別紙1-2の2の(1)から(3)に定める交付額の算定に当たっては、支援対象日数を作業従事者1人につき90日までとする。

2 今後の具体的な運用に伴う手続き

- (1) 事業実施主体は、取組実施申請者及び取組実施者に対し申告書を提出させ、1の(2)、(3)及び(4)を満たしているかを確認するものとする。
- (2) 取組実施申請者は、交付金申請書及び取組計画書(要領別紙様式第6-1号及び第6-2号)を提出する際に、申告書を提出するものとする。
- (3) 取組実施者は、申告書を追加で提出するものとする。
- (4) 取組実施申請者及び取組実施者は、複数の事業実施主体に取組計画書を提出している又はこれから提出する場合にあっては、提出先の各事業実施主体に対してその旨を連絡する。
- (5) 事業実施主体は、取組実施申請者及び取組実施者から提出のあった申告書に基づく交付申請金額及び減収率の情報について、別添2(要領別紙様式第5-2号関係)により地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)に提出するものとする。
なお、別添2を提出することにより、別添2に対応する要領別紙様式第5-2号を提出したものとみなす。

3 交付金交付の事務の進め方

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大きく減少し次期作に向けて困っている農業者を支援するという本事業の目的を踏まえ、高収益作物次期作支援について、以下の(1)から(2)の順に交付事務を進めるものとする。

- (1) 第2回公募の期限までに提出された事業実施計画書に記載のある取組実施者のうち、申告書で算定する減収率が2割以上の取組実施者の要綱第4の2の(1)の取組の交付
- (2) 第2回公募の期限までに提出された事業実施計画書のうち(1)の対象とならないもの及び第3回公募の期限までに提出された事業実施計画書に関する交付。ただし、第3回公募までの申請状況によっては、減収率が2割以上の取組実施者の要綱第4の2の(1)の取組に対し優先して交付することとする。

以上